

見附市消防本部組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年3月22日

見附市長 稲田 亮

見附市規則第5号

見附市消防本部組織規則の一部を改正する規則

見附市消防本部組織規則（昭和39年見附市規則第9号）の一部を次のように改正する。

第6条中「通信指令係」を削り、「救助係」を「救助係 通信指令係」に、「指導広報係」を「予防係」に改める。

第7条の表総務課の部中通信指令係の款を削り、警防課の部中

「
救助係

- 1 救助計画及び訓練に関する事。
- 2 救助隊の運営に関する事。
- 3 救助技術の研究及び指導に関する事。
- 4 救助資器材の保全及び整備に関する事。
- 5 その他消防署の救助業務に関する事。

を

「
救助係

- 1 救助計画及び訓練に関する事。
- 2 救助隊の運営に関する事。
- 3 救助技術の研究及び指導に関する事。
- 4 救助資器材の保全及び整備に関する事。
- 5 その他消防署の救助業務に関する事。

通信指令係

- 1 消防専用電話の受信と出場指令に関する事。
- 2 災害活動の支援情報収集連絡に関する事。

- 3 火災警報、気象情報及び気象観測に関する事。
- 4 電話交換に関する事。
- 5 通信指令施設の保守管理及び運用に関する事。
- 6 その他通信指令に関する事。

」

に、予防課の部中「指導広報係」を「予防係」に改める。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。